

令和3年3月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和3年第3回）議事録

1. 開催日時 令和3年3月18日（木曜日）午後2時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」
3. 出席委員（22名）

1 番 齋 藤 誠	1 4 番 加 藤 三 敏
2 番 畑 山 留美子	1 5 番 石 井 勲
3 番 佐 藤 喜 勝	1 6 番 富 樫 公 一
5 番 佐々木 亨	1 7 番 伊 藤 直 子
6 番 小 野 晃 一	1 8 番 菅 原 文 克
7 番 大 瀧 浪 雄	1 9 番 佐 藤 秀 孝
8 番 小 松 健	2 0 番 佐 藤 源 樹
9 番 小 松 幸 夫	2 1 番 庄 司 和 夫
1 0 番 佐 藤 順	2 2 番 伊 藤 剛
1 1 番 佐 藤 崇	2 3 番 吉 尾 麻 美
1 2 番 佐々木 純 一	2 4 番 佐 藤 系 悦
1 3 番 佐々木 知 榮	
4. 欠席した委員（5名）
 - 4 番 岡 部 五 一 郎
5. 議事日程第1号 令和3年3月18日 午後2時 開会
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 議案第12号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
 - 第6. 議案第13号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
 - 第7. 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第8. 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第9. 議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
 - 第10. 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
 - 第11. 議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第12. 議案第19号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
 - 第13. 議案第20号 利用状況調査の結果による非農地の判断について
 - 第14. 議案第21号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について
 - 第15. 議案第22号 令和3年度下限面積（別段の面積）について
 - 第16. 議案第23号 由利本荘市農業委員会規則の一部改正について
6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀	次長	豊嶋昌則
農政班長	二見真之	農地班長	小松和則
主査	釜台勇樹	主任	佐々木智慧
主任(矢島庶務班)	村上崇敬	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
技師(由利庶務班)	豊島達也	主事(大内庶務班)	池田卓也
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主事(西目庶務班)	高橋菜摘
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

20番 佐藤源樹

21番 庄司和夫

10. 会議の概要

○議長

これより、令和3年3月2日公示招集されました、令和3年第3回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。4番岡部五一郎委員より欠席の届出があります。出席委員は、過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第12号から議案第23号までの計12件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、20番佐藤源樹委員、21番庄司和夫委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませ

んか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

【会務報告】

○議長

日程第5、議案第12号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲に伴う再設定であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第12号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第13号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は贈与によるものであり、贈与税についても説明済みであること、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第13号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第14号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の新規であり、期間は10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第14号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第14号1番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に本議案の2番につきましては、B委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【B委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第14号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の新規であり、期間は10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第14号2番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ござ

いませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第14号2番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【B委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に議案第14号3番及び4番につきましては、C委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【C委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第14号3番及び4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の新規であり、期間は5年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第14号3番及び4番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第14号3番及び4番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号3番及び4番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【C委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に議案第14号5番から7番につきましては、D委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【D委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第14号5番から7番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の新規であり、期間は5年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第14号5番から7番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第14号5番から7番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号5番から7番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【D委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に議案第14号8番から203番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権及び使用貸借権、解除条件付賃借権の新規及び再設定であり、期間は1年から10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第14号8番から203番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。お諮りいたします。議案第14号8番から203番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号8番から203番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、計画の内容は規模拡大によるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第15号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。お諮りいたします。議案第15号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第16号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第16号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第16号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第16号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第17号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、E委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【E委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第17号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、30アールを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第17号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第17号1番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第17号1番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第17号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【E委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第17号2番を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第17号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第17号2番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第17号2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第17号2番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題としますが、本議案につきましては、C委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【C委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第18号について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第18号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、2番畑山留美子委員。

○2番・畑山留美子委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第18号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第18号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第18号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【C委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第12、議案第19号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき1番及び2番を朗読し、申請地は約30年前から耕作しておらず、現在は山林化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第19号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第19号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第19号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第20号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題としますが、本議案の1番につきましては、F委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【F委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第20号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

この度の全案件は、令和2年度の農地パトロールで、再生利用が困難と見込まれる農地として確認されたものであり、いずれも農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われまます。

また、1月に開催した農地パトロール推進会議においても、速やかに総会で非農地判断をするとして報告したものです。

(引き続き議案第20号1番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、現状の利用状況は原野であることを説明する。)

○議長

議案第20号1番の説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和3年1月に開催した令和2年度農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので省略いたします。

ただいまの議案第20号1番の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第20号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決

定いたしました。

暫時休憩いたします。

【F委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第20号2番から26番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、現状の利用状況は原野であることを説明する。)

○議長

議案第20号2番から26番までの説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和3年1月に開催した令和2年度農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので省略いたします。

ただいまの議案第20号2番から26番までの事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第20号2番から26番までは、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号2番から26番までは、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課ほか担当者着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第14、議案第21号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について」を議題とし、最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画への一部編入、除外であることを説明する。)

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。はじめに、対図番号「岩1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○支所産業課職員

(議案書に基づき朗読し、現況地目は田、変更種別は編入であり、適正な管理の下、現在も作物が作付けされており、営農計画上、今後も農地として継続利用する計画であるため編入するものであることを説明。)

○議長

次に、対図番号「岩2」につきまして、担当者の説明を求めます。

○支所産業課職員

(議案書に基づき朗読し、現況地目は田、変更種別は編入であり、適正な管理の下、現在も作物が作付けされており、営農計画上、今後も農地として継続利用する計画であるため編入するものであることを説明。)

○議長

次に、対図番号「岩3」につきまして、担当者の説明を求めます。

○支所産業課職員

(議案書に基づき朗読し、現況地目は田、変更種別は編入であり、適正な管理の下、現在も作物が作付けされており、営農計画上、今後も農地として継続利用する計画であるため編入するものであることを説明。)

○議長

対図番号「岩1」から「岩3」までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番吉尾麻美委員。

○23番・吉尾麻美委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、今後も適正な管理のもと活用されていく農地と認められることから、農振農用地への編入について問題ないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「大1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○支所産業課職員

(由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、申請地の周辺状況により、農地の利用集積、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業から8年以上経過していることから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

対図番号「大1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、15番石井勲委員。

○15番・石井勲委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については、農用地の集団化、作業効率、

農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、被害防除計画においても問題がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「西1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○支所産業課職員

（由利本荘農業振興地域整備計画書（変更案）に基づき、申請地、面積、変更事由、計画からの除外であることを説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、申請地の周辺状況により、農地の利用集積、土地改良施設等への影響はないと認められること。被害防除計画においても問題がなく、土地改良事業は実施されていない地域であることから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明する。）

○議長

対函番号「西1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、除外については、農用地の集団化、作業効率、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、被害防除計画においても問題がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

（農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としていることから、農地法の規定による農地区分の立地基準、農地転用許可基準についてご説明。対函番号「大1」は第1種農地と判断され、対函番号「西1」は、第2種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、「集落接続、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、許可相当と判断されることを説明。また、2件とも今後、農地転用申請がされた場合には、転用目的等の一般基準について申請内容を確認するとともに、詳細な審査を行い、総会でご審議されることを説明する。）

○議長

ただいまの議案第21号の説明および現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本

荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課ほか担当者退席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第15、議案第22号「令和3年度下限面積（別段の面積）について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

令和3年度の農地を取得する際の下限面積について説明いたします。農地法第3条第2項第5号の下限面積について、令和3年度は次のとおり決定したいので意見を求めます。

(1) 特定の区域に限定した設定につきましては、由利本荘市全域を設定区域とし、設定面積を20アールとする。

(2) 空き家に付随した農地に限定した設定につきましては、その面積を1アールとする。

設定理由としては、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の解消及び発生 of 未然防止に資するためです。

○議長

議案第22号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

日程第16、議案第23号「由利本荘市農業委員会規則の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書を朗読し、全体会の位置づけを明確にするため、今後は農業委員協議会、委員全員協議会とする改正である旨説明する。)

○議長

議案第23号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。お諮りいたします。議案第23号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時34分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 佐藤系悦

議事録署名委員 佐藤源樹

議事録署名委員 庄司和夫